

## 平成30年度行政監査結果について

地方自治法第199条第2項の規定により、県が法令等の定めに基づき適正に事務を執行しているかなどについて行政監査を実施し、平成31年3月15日、その結果を知事等へ提出したので、その概要をお知らせします。

(提出資料は、「平成30年度行政監査報告書」のとおり)

### 報告書の概要

#### 1 監査のテーマ

県の施設における防犯対策について

#### 2 テーマの選定理由

県庁舎をはじめとした県の施設については、県民のみならず、不特定多数の者に利用されているが、平成30年3月に金沢市役所において、来庁者による職員への刺傷事件が発生し、全国的にも同様な事例が発生している。このため、県の施設についても、利用者及び職員の安全・安心の確保のための取組の充実が求められているところである。

このようなことから、県の施設における不審者の侵入など緊急事態発生時の防犯体制や対応等の状況、利用者等の安全・安心確保のための取組状況などについて監査を実施し、今後の行政事務の改善に資することとした。

#### 3 監査の対象機関

本庁、出先機関及び公の施設（警察の組織を除く。）

#### 4 監査の着眼点

- (1) 防犯対策の取組は行われているか
- (2) 防犯対策の設備等は整備されているか
- (3) 関係機関との連携が図られているか

#### 5 監査の結果及び意見

監査の結果、指摘や注意すべき事項はなかったが、県庁舎をはじめとした県の施設における利用者及び職員のより一層の安全・安心の確保について留意が求められるものであることから、別紙のとおり、共通の意見を述べた。

【要 旨】

(1) 防犯対策の取組について

ア 不審者侵入対策（対応）マニュアル（以下「マニュアル」という。）については、学校教育施設や社会福祉施設などにおいて作成されていた。

マニュアルを作成している施設においては、非常事態に適確に対応できるよう、マニュアルの点検や実態に合わせたマニュアルの見直しを行うなど内容の充実を図り、職員等への周知徹底に努められたい。

また、マニュアルを作成していない施設においては、各施設の形態や利用者の状況等を勘案し、必要に応じて、不審者侵入対策も含めた施設の危機管理マニュアルの整備を検討されたい。

イ 防犯訓練（講習）については、警察や警備会社等の支援や協力を受け、マニュアルが作成されている施設の約7割で実施されていた。

今後も、継続して実施することにより、様々な場面を想定した事態への対処能力を高めるとともに、職員等の防犯意識の向上と危機管理体制の充実に努められたい。

また、防犯訓練（講習）を実施していない施設においては、各施設の特性や利用状況等を考慮の上、今後の実施について検討されたい。

ウ 防犯に関する責任者を定めておくことは、施設の緊急事態発生時に、迅速かつ適確な対応につながると思われることから、その必要性について十分検討されたい。

エ 防犯に関する委員会を設置している施設においては、マニュアルの作成・改定などを審議し、効果的に活用しているところが見受けられた。

防犯に関する委員会を設置していない施設においても、施設の特性や利用状況等を考慮の上、必要に応じて、委員会や連絡会議を開催するなどし、防犯体制の充実に努められたい。

(2) 防犯対策の設備等の整備について

昨今の不審者の侵入による事件を受けて、防犯カメラやさすまたなどの防犯設備・用具を設置・配備した施設もあった。

ア 各施設の実情を踏まえ、有効性や経済性を十分考慮し、効果的かつ計画的な防犯設備・用具等の活用や整備を検討されたい。

イ 各施設においては、職員等に、防犯設備・用具等の設置場所を周知させるとともに、緊急の場合に適確に使用できるよう、日頃から防犯設備・用具等の操作方法の訓練に取り組まれたい。

さらに、防犯設備・用具等については、日常的な作動状況の確認を行い、定期的又は必要に応じて点検するとともに、異常及び不具合が発見された場合は、速やかに改善を行うよう適切な管理に努められたい。

(3) 関係機関との連携について

学校などにおいては、地域住民や警察等の関係機関・団体と連携することにより、防犯に関する情報共有や連絡体制などの連携協力が行われていた。

今後とも、各施設においては、利用者等が安全・安心に利用できるよう、関係機関との連携

協力体制の構築に努められたい。

(4) 防犯対策の見直しや新たな取組について

ア 本庁及び出先機関の庁舎管理者は、庁舎等の保全及び秩序の維持と安全確保体制を確実に遂行するとともに、今後とも様々な機会を捉え、防犯対策についての注意喚起と検証を行い、組織としての施設管理と職員全体の防犯意識の向上に取り組まれたい。

また、複数の機関が入居する庁舎においては、庁舎内の各所属・団体との必要な情報共有や連携協力体制の整備・確保に努められたい。

イ 公の施設においては、当該施設が多くの県民等が利用する施設であることを踏まえ、具体的な危険発生場面を想定した防犯対策や安全管理体制の整備・確保に努められたい。

なお、指定管理施設の所管課は、利用者等が安心して利用できるよう、各施設の防犯体制の整備や安全管理対策に万全を期すよう指導されたい。